



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 井上 雅博
(コード番号 4689 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 梶川 朗
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

取締役に対するストックオプションのための報酬等に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、平成18年6月22日開催予定の第11回定時株主総会（以下「本総会」という）に「取締役に対するストックオプションのための報酬等の決定の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社取締役が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させるとともに、優秀な人材を確保し当社グループ全体の企業価値向上に資するため、当社の取締役にストックオプションを付与したいと存じます。

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストックオプションは、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するための議案として、株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後においては、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、本総会においては、取締役に対するストックオプションのための報酬等を決定する議案として、株主総会の普通決議によるご承認をお願いいたしたいと存じます。

つきましては、第12期事業年度において、当社取締役に対して、ストックオプションのための報酬等として以下の内容の新株予約権を当事業年度において年額356百万円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

当該報酬等の額につきましては、平成18年5月2日現在の当社株価に基づきブラックシヨールズ式により算出した新株予約権の公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額を勘案し定めたものであります。

なお、本議案は、平成 11 年 6 月 17 日開催の第 4 回定時株主総会でご承認いただいた取締役の報酬枠（年額 200 百万円以内）とは別枠として、取締役の報酬等についてご承認をお願いするものであり、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。また、現在の取締役は 5 名であります。

2. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式10,000株を当事業年度における新株予約権の目的である株式の総株数の上限とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(2)新株予約権の総数

10,000個を当事業年度における上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式1株とする。なお、当社が(1)なお書きに定める「当社が必要と認める処理」を行う場合には、同様の処理にもとづき新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を変更するものとする。また、当事業年度において割当ての新株予約権の個数が上限である10,000個に達しない場合であっても、当事業年度における報酬額の上限(年額356百万円)に達した場合、当事業年度における割当ては行わないものとする。)

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価格とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合、その他1株当たりの価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(4)新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(5)新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(6)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上